

## 議第73号

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成22年 5月14日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例

京都市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

目次中「第20条の2」を「第20条の3」に改める。

第2条第4号中「附則第7条第3項」を「附則第10条第1項」に改める。

第12条第1項第7号中「この条及び第17条の2において」を削る。

第17条第3項中「なくなった場合」の右に「及び国民健康保険法施行令第29条の7の2第1項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合」を加え、「。以下同じ」を削る。

第17条の2第2項中「同項」を「地方税法第314条の2第1項」に改め、「掲げる金額」の右に「(これらの金額の算定における同法第703条の5第1項に規定する青色専従者給与額又は事業専従者控除額の取扱いについては、同項に規定する総所得金額の算定の例によるものとする。)」を加え、「地方税法」を「同法」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(特例対象被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定等の特例)

第17条の3 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第12条第1項並びに前条第1項及び第2項の規定の適用については、第12条第1項前段中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定により計算した

金額の100分の30に相当する金額によるものとする。以下この項において同じ。)と、「同条第2項」とあるのは「地方税法第314条の2第2項」と、前条第1項及び第2項中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定により計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。)及び」と、「おける同法」とあるのは「おける地方税法」とする。

第4章中第20条の2の次に次の1条を加える。

(特例対象被保険者等に係る届出)

第20条の3 世帯主は、自己又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者のうちに、平成21年3月31日以降に雇用保険法第4条第2項に規定する離職(以下「離職」という。)をしたことにより特例対象被保険者等となった者があるときは、次に掲げる事項を記載した届出書に、特例対象被保険者等であることを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 特例対象被保険者等の氏名

(2) 特例対象被保険者等が離職をした年月日及びその理由

附則第4項を次のように改める。

(公的年金等所得に係る保険料の減額の特例)

4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第17条の2第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項及び第2項中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定により計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。)及び」と、「おける同

法」とあるのは「おける地方税法」とする。

附則第6項各号列記以外の部分中「市長は」の右に「, 当分の間」を加え, 「(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は, 公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市国民健康保険条例第17条, 第17条の3及び附則第6項の規定は, 平成22年度分の保険料から適用し, 平成21年度分までの保険料については, なお従前の例による。

#### 提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正等に伴い, 非自発的失業者に係る保険料の算定方法について特例を定める等の必要があるので提案する。